

## 第79号議案

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部改正について  
豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月30日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び豊川市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正)

第1条 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(昭和31年豊川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(豊川市長等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 豊川市長等の給与に関する条例(昭和54年豊川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 豊川市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の適正化を図る必要があるからである。